落札者決定基準

1 落札者の決定方法

本事業への競争入札参加資格があると確認された者(以下「入札参加者」という。)から提出される提案書について、技術的評価及び社会的評価を行い、技術点を付与する。また、入札価格については価格点を付与する。

技術点及び価格点の合計点を評価値とし、余剰電力の売却と電力の調達の別に定める予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。なお、評価値の満点を200点とし、技術点と価格点には各々100点を配点する。

(評価値の計算方法)

評価値(200 点満点) = 技術点(100 点満点) + 価格点(100 点満点)

2 技術点の算出方法

技術点は、技術的評価項目に係るものと社会的評価項目に係るもので構成され、これらの点数の合計を技術点とする。

(1)技術的評価項目

ア 評価項目及び配点は別表のとおりとする。

イ 評価項目ごとの評価は、次の5段階により行う。

評価	判 断 基 準	点 数 化	
A	提案について、工夫が特に優れている	配点×1.00	
В	「AとCの中間程度」 配点		
С	提案について、工夫が優れている	配点×0.50	
D	「CとEの中間程度」	配点×0.25	
Е	提案について、適切に計画されているが、工夫が見られない	配点×0.00	

ウ 評価項目ごとの得点は、広島市清掃工場余剰電力地産地消事業総合評価審査委員会に出席 した委員の採点結果を平均して算出する。評価項目ごとの得点は、小数点第3位以下を四捨 五入し、小数点第2位までを求める。

(2) 社会的評価項目

評価項目、配点及び評価方法は別表のとおりとする。

3 価格点の算出方法

価格点は、総価によるものと基準額からの乖離によるもので構成され、これらの点数の合計を価格点とする。

(1) 価格的評価項目

ア 価格評価 (総価)

※小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

イ 価格評価(基準額からの乖離)

入札価格と基準額(令和6年度の契約実績に基づき設定)からの乖離の度合いを次のとおり 点数化する。

価格点
$$=$$
 $\left[\begin{array}{c} Y_1 - Z_1 \\ Y_1 - X_1 \end{array} \right] \times \alpha_1 + \frac{Y_2 - Z_2}{Y_2 - X_2} \times \alpha_2$ $+ \frac{Y_3 - Z_3}{Y_3 - X_3} \times \alpha_3 + \frac{Z_4 - Y_4}{X_4 - Y_4} \times \alpha_4 \right] \times 30$

記号の定義 : X_△・・・ 対象別の基準額(△は下表の番号。以下、同様)

 Y_{\triangle} ・・・ 対象別の予定価格 Z_{\triangle} ・・・ 対象別の入札価格 α_{\triangle} ・・・ 対象別の係数

- X_{\triangle} X_{\triangle} 、 Y_{\triangle} 及び Z_{\triangle} は全て正数とする。
- ※2 「 $(Y_{\Delta}-Z_{\Delta})$ / $(Y_{\Delta}-X_{\Delta})$ 」(番号4については「 $(Z_{\Delta}-Y_{\Delta})$ / $(X_{\Delta}-Y_{\Delta})$ 」)が1 を超える場合は、「1」と読み替える。
- ※3 小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

表 対象別の基準額及び係数 一覧表

番号		対 象 ^{注1)}	基準額X	係数α ^{注2)}
1	施設群A	安佐北工場、西部リサイクルプラザ、	V — F11 FF9 6F6	- 0.01
		北部資源選別センター	$X_1 = 511, 552, 656$	α_1 – 0.01
2	施設群B	本庁舎、各区役所	$X_2 = 1,033,466,593$	$\alpha_2 = 0.02$
3	施設群C	本事業で対象とする全小学校(64校)	X ₃ = 1, 828, 013, 856	$\alpha_3 = 0.61$
4	余剰電力	本事業で取り扱う全余剰電力	X ₄ = 1, 411, 445, 376	$\alpha_4 = 0.36$

- 注1) 本事業で対象としている電力供給先のうち、中工場及び安佐南工場については、電力供給メニューに発電に係る内容が含まれるため、対象に含めていない。
- 注2) $\alpha_1 + \alpha_2 + \alpha_3 + \alpha_4$ (各係数の合計) = 1

別表 評価項目及び配点

分類	評価項目	配点	評価基準・評価の視点	評価方法
1 技術的評価項目	【1-1】 事業実施計画	2 5	事業実施体制が充実しているか。事業全体を通じて、指揮命令系統の一本化、一体的な責任体制が構築されているか。適切な事業スケジュールとなっているか。安定的に事業を実施するための工夫があるか。突発的な電力変動があった場合、適切なリスク管理・対応がなされているか。	・A〜Eの5段階評価 ・小数点第3位以下を四捨五入し、 小数点第2位までを求める。
	【1-2】 余剰電力の効果的な活用	15	・市域内における余剰電力の更なる有効活用について、効果的な提案がなされているか。・余剰電力活用に関する新規性・発展性のある提案がなされているか。	・A〜Eの5段階評価 ・小数点第3位以下を四捨五入し、 小数点第2位までを求める。
	【1-3】 再生可能エネルギーの導入	2 0	・市有施設に太陽光発電設備を設置する等、市域の再生可能エネルギー導入促進に係る効果的な取組が提案されているか。	・A〜Eの5段階評価 ・小数点第3位以下を四捨五入し、 小数点第2位までを求める。
	【1-4】 環境学習・環境啓発の推進	1 0	・本事業を市民や事業者等に効果的にアピールできる提案がなされているか。	・A〜Eの5段階評価 ・小数点第3位以下を四捨五入し、 小数点第2位までを求める。
	【1-5】 今後の事業展開に 向けた検討	1 0	・本事業の実施内容を適切に検証し、今後の事業展開に向けた具体 的、効果的な検討方法が提案されているか。	・A〜Eの5段階評価 ・小数点第3位以下を四捨五入し、 小数点第2位までを求める。
	【1 - 6】 その他有効な提案	1 5	・本事業にとって有効な提案がなされているか。 ※他の評価項目で提案していないものに限るものとし、本事業の趣 旨、コンセプトに沿った提案内容とする。	・A〜Eの5段階評価 ・小数点第3位以下を四捨五入し、 小数点第2位までを求める。
2 社 会項的目	【2-1】 障害者施策に対する 取組状況	1	申請者が、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第7項に基づく報告義務のある場合には申請日(基準日)の直前の6月1日現在においる、報告義務のない場合には競争入札参加申請日(基準日)現在における、障害者雇用率による。ただし、障害者雇用率の計算については、報告義務のない場合も含め、すべて障害者雇用促進法の規定に基づく計算による。	提案内容 (障害者雇用率) 5.0%以上 1点 2.5%以上 5.0%未満 2.5%未満 0点
	【2-2】 環境施策に対する 取組状況	1	申請者が、申請日(基準日)において、ISO14001若しくは ISO14005を認証取得している場合又はエコアクション21の認証・登録を受けている場合。 いずれも本市と契約を締結する権限を有している事業所が認証取得、認証・登録又は認定を受けているものに限る。	提案内容評価点取得している1点取得していないO点
	【2-3】 子育て支援施策に対する 取組状況	1	次のいずれかに当てはまる場合。 (1) 申請者が、申請日(基準日)において、次世代育成支援対策推進法 (平成15年法律第120号)第12条第4項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定している場合(労働者100人以下の事業所)若しくは同法第13条又は第15条の2による認定を受けている場合(労働者101人以上の事業所) (2) 申請者が、申請日(基準日)前5年以内に、内閣府が行う「子供と家族・若者応援団表彰」(旧「子ども若者育成・子育て支援功労者表彰」)の表彰を受けている場合 ※(2)については申請者の代表者がこれらの賞を受賞している場合を含む。	提案内容評価点取得している1 点取得していない0 点
	【2-4】 女性の職業生活における 活躍の推進への取組状況	1	申請者が、申請日(基準日)において、次のいずれかに当てはまる場合。 (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第8条第7項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ている(常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者)。 (2) 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている場合(常時雇用する労働者の数が101人以上の事業者)。	提案内容評価点該当している1 点該当していない0 点
	【2-5】 青少年の雇用の促進等への 取組状況	1	申請者が、申請日(基準日)において、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく認定を受けている場合。	提案内容評価点認定を受けている1 点認定を受けていない0 点

分類	評価項目	配点	評価方法
3 価格的評価項目	【3-1】 価格評価 (総価)	7 0	計算式 価格点 (総価) 一人札価格
	【3-2】 価格評価 (基準額からの乖離)	3 0	計算式 価格点 $(\underline{\mathtt{A}}}\underline{\mathtt{A}}$
価格点の計(満点)		100	

100

技術点の計(満点)